

第5章 計画推進のために

第1節 計画推進のために

この計画を効果的に推進するため、特に次の点に配慮することとします。

(1) 制度の周知とPR

市は、この計画に記載された高齢者施策の計画的な推進を図るため、市民に対し、計画の周知・PRに努めます。中でも、介護保険制度に関する理解と普及を図るため、市民からの相談等に適切に対応しながら、介護保険関連サービスの内容や事業者に関する情報提供に努めます。

(2) 高齢者施策の総合的な推進

市は、高齢者や障がい者など、社会的弱者に対する施策については、介護保険制度にとどまらず、各種施策を積極的に推進するとともに、安心してサービスを利用できるよう、環境整備、事業者間の全体調整などの役割を積極的に果たしていきます。

(3) 市民への情報公開

サービス利用者である市民の声を重視し、利用者の満足度を高めるよう、サービスの内容、利用状況、サービス利用に関わる情報を公開し、より一層の普及に努めます。

(4) 事業の評価・点検体制の確立

この計画に記載された施策の計画的な展開を図るため、施策の点検、評価、見直しを定期的に行います。

特に、介護保険事業については、需要と供給の状況を随時点検するとともに、市民を対象とした報告及び検討の機会を確保します。

(5) 介護給付等に要する費用の適正化

介護保険制度を健全に運営するため、サービス利用者に対する給付の通知をはじめ、ケアプランチェックの推進や国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムの活用などにより、介護給付等に要する費用の適正化に努めます。

(6) 全庁的な計画推進体制の充実

この計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉はもとより、教育、まちづくり、防災、環境など、市民生活に直結する関係部局との連携と相互協力のもと、施策の推進に努めます。

第2節 国に対する要望事項

市では、介護保険制度の円滑な運営のため、国に対し積極的な支援措置を求め、特に次の事項について万全の措置を要望していきます。

(1) 介護保険制度に関する重点要望

1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
2. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(2) 介護保険制度に関する要望

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障がい者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、食費・居住費の一部を補助するなど、負担軽減措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
- (2) 介護保険制度について、介護保険事業計画に基づき、将来にわたって安定的かつ持続可能な運営が担保されるよう、いわゆる総量規制を維持すること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定等について

第1号被保険者証の交付については、第2号被保険者と同様に認定者及び交付を希望する者とするなど、事務の効率化を図ること。

また、要介護認定が適正に反映されるよう見直しを行うとともに、介護状態が固定化している要介護5等の者の認定有効期間についてさらに延長し、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。

7. その他

- (1) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 若年性認知症に対する支援制度を確立すること。
- (3) 障がい者支援施設等の介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担に対する支援措置を講じること。
- (4) 介護予防及び重症化予防の観点から、生活支援サービスについて、介護

第5章 計画推進のために

保険給付の対象として維持すること。

- (5) 医療依存度の高い要介護者が、必要な介護・医療の両サービスを円滑に受けられるようにすること。